

平成23年3月
滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成23年3月25日 開会

平成23年3月25日 閉会

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会

平成23年3月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録 目次

○会議録 [3月25日(金)]

出席議員の番号氏名	1
会議に出席した者の職氏名	1
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会	4
諸般の報告	4
日程第1 議席の指定	4
日程第2 会議録署名議員の指名	4
日程第3 会期の決定	5
日程第4 滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補 充員の選挙	5
日程第5 議案第1号から議案第6号まで一括議題 (平成23年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算他5件)	6
日程第6 一般質問	13
追加日程第1 議案第7号から議案第9号まで一括議題 (滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を 求めることについて他2件)	19
閉会	22

平成23年3月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成23年3月25日

開会 午後2時40分

閉会 午後3時32分

平成23年3月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

招集年月日 平成23年3月25日（金曜日）

招集場所 広域連合議会議場（滋賀県厚生会館4階）

会議に出席した議員（19名）

1番 佐藤 賢	2番 松田 一義
3番 藤井 勇治	4番 富士谷 英正
5番 橋川 渉	6番 宮本 和宏
7番 野村 昌弘	8番 中嶋 武嗣
9番 山仲 善彰	10番 谷畑 英吾
11番 西川 喜代治	12番 西澤 久夫
13番 泉 峰一	14番 岡村 明雄
15番 竹山 秀雄	16番 宇野 一雄
17番 伊藤 定勉	18番 北川 豊昭
19番 久保 久良	

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 目 信	副広域連合長 村西 俊雄
副広域連合長 井上 正	事務局長 辻 義昭
事務局次長 天野 孝志	業務課長 高田 秀樹

職務のため出席した者の職氏名

書記 前田 温夫	書記 西村 拓也
----------	----------

議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 第5 議案第1号から議案第6号
(平成23年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
他5件)
- 第6 一般質問

追加日程

- 第1 議案第7号から議案第9号
(滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて他2件)

会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 日程第5 議案第1号から議案第6号
(平成23年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
他5件)
- 日程第6 一般質問

追加日程第1 議案第7号から議案第9号

(滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて他2件)

議事の経過

開会 午後2時40分

(開会 開議)

○議長(中嶋武嗣君) それでは、お揃いでございますので、ただいまから、平成23年3月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程に先立ち、去る3月11日に発生いたしました平成23年東北地方太平洋沖地震によって被災された方々に対しお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りし、黙祷いたしたいと思っております。

全員、ご起立をお願い申し上げます。

黙祷。

(黙祷)

○議長(中嶋武嗣君) どうもありがとうございました。

どうぞご着席ください。

次に、諸般のご報告を申し上げます。

本日の出席議員は、19名全員であります。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしております議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、お手元に配布いたしておりますので、ご了承願いたいと思っております。

(日程第1)

○議長(中嶋武嗣君) 日程第1、議席の指定を行います。

今回当選されました議員の議席番号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第5条第2項の規定により、指定いたします。

宮本和宏議員は、6番に指定いたします。

野村昌弘議員は、7番に指定いたします。

(日程第2)

○議長(中嶋武嗣君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定により、3番、藤井勇治議員、4番、富士谷英正議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長(中嶋武嗣君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中嶋武嗣君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

(日程第4)

○議長(中嶋武嗣君) 日程第4、滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

この選挙は、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により行うものであります。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中嶋武嗣君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りをいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中嶋武嗣君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたしました。

それでは指名いたします。

滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に、川崎・嗣君、望月義久君、横井照光君、三本光一君、以上の方を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま、指名いたしました方を滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中嶋武嗣君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、川崎・嗣君、望月義久君、横井照光君、三本光一君、以上4名の方が滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員につきましては、第1順位、善住喜平君、第2順位、外村芳夫君、第3順位、足立省一君、第4順位、福井義治君、以上の方を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま、指名いたしました方を滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることについてご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中嶋武嗣君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、第1順位、善住喜平君、第2順位、外村芳夫君、第3順位、足立省一君、第4順位、福井義治君、以上4名の方が滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

ただいま当選されました8名の方につきましては、会議規則第33条第2項の規定により、本職からそれぞれ文書により当選の告知をしておきます。

(日程第5)

○議長(中嶋武嗣君) 日程第5 議案第1号から議案第6号までを一括議題といたします。

書記より議件を朗読させます。

○書記(前田温夫君) 議件を朗読いたします。

議案第1号平成23年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、議案第2号平成23年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、議案第3号平成22年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)、議案第4号平成22年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議案第5号滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

以上です。

○議長（中嶋武嗣君） 議件の朗読が終わりましたので、広域連合長から提案理由の説明を求めます。目・連合長。

○広域連合長（目・信君） 本日、議員の皆様方のご参集をいただき、平成23年3月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、提出いたしました諸案件の審議を願うに当たりまして、その概要を説明させていただきますとともに、11月議会定例会以降の状況など、諸般の報告をさせていただきます。

はじめに、去る3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、わが国観測史上最大のマグニチュード9.0という大地震と、それに伴う大津波により、甚大な被害をもたらし、深く心を痛めております。

このたびの災害でお亡くなりになられました方々と、そのご遺族に対しまして、深く哀悼の意を表しますとともに、負傷された方々や避難生活を余儀なくされている方々に心からお見舞いを申し上げます。

被害状況が次第に明らかになるにつれ、この国難ともいふべき事態を、私たちが様々な形で分かち合い、支えあっていくことが、何よりも大切であると強く感じております。

当広域連合といたしましても、すでに転入された被災者の窓口での一部負担金の免除措置を講じたところであり、一刻も早い復興が叶いますよう最大限努力して参ります。

自然災害に対する備えは大変重要であります。日常の健康や医療に関して、暮らしの安心を支える備えも大切であります。

おりしも、今年が国民皆保険50周年という節目の年であります。

世界に誇るべき国民皆保険制度という備えのもと、この50年間で平均寿命は医療の進歩などにより、大きく伸びたところであります。

こうした恩恵の一方で、昨年11月発表の平成20年度の国民医療費は過去最高を記録し、75歳以上の一人当たりの医療費は83万円となり、65歳未満と比べ5倍を超えておりますことから、加齢による疾病リスクが高まり、高齢化の進展に伴う医療費の増高は避けられないものと考えております。

しかしながら、誰もが安心して医療を受けられる制度を堅持し、次世代に引き継いでいくことが我々の使命であると感じているところであります。

この国民皆保険を堅持するため、10年に及ぶ議論の結果、現在の制度が創設されたこ

とは、ご承知のとおりであります。

この制度の運営主体として、当広域連合は平成19年2月に設立され、4年が経過しました。

この間、構成市町との緊密な連携のもと、制度や広域連合の信頼確保に向けて、懸命に取り組んできたところであります。

しかしながら、国の「高齢者医療制度改革会議」においては、現行制度を平成24年度末で廃止し、新しい高齢者医療制度を創設するため、昨年12月に最終とりまとめがされたところであります。

現時点では、通常国会への法案提出を目指していますが、新制度に関する与野党間や全国知事会等との調整に時間を要することから、最短でも平成26年3月施行という見解も出ているところであります。

当広域連合は、かねてから、医療・介護・年金を含めた社会保障制度全体をどうするのか、その財源や保険者機能をどうしていくのか、被保険者や国民の納得が得られるまで議論を尽くすよう、国に対して意見を述べてきたところであります。

ようやく、社会保障と税の問題を一体的に議論していくという新たなステージの動きが出て参りましたことから、今後も国の動向を十分注視して参りたいと考えております。

次に、当県における後期高齢者の医療費の動向についてであります。昨年11月の広域連合議会定例会では、当初予算を上回るペースで推移していることから、約35億円の増額補正をお願いしたところであります。

その後の状況を見てみますと、去る3月7日に国が発表した都道府県別概算医療費の今年度10月までの医療費総額の伸びは、全国第2位となっております。

特に、入院に係る伸びは、引き続き全国第1位となっており、今後の医療費も高く推移するのではないかと危惧しておりますことから、今議会において更に約5億円の増額補正をお願いするものであります。

当広域連合では、今申し上げた保険給付といった疾病リスクに対する備えにとどまらず、そのリスクを低減する、あるいは予防するなどの、真に被保険者の立場に立った積極的な活動が必要であると認識しております。

こうしたことから、全国に先駆けて、健康づくり基盤整備モデル推進事業に取り組んできたところであります。

その目指すところは、健康寿命の延伸であり、保健事業による疾病予防、介護との連携、切れ目のない健康管理を進めてきたところでありますが、このような実践が保険者に期待されるものと考えております。

先ほど申しあげました医療費の動向を踏まえますと、今後もこうした健康づくりの取り組みの強化が求められるものであります。

そこで、来年度においては、これまでのモデル事業の実施状況を踏まえた対応や、医療費通知による啓発、重複・頻回受診者訪問指導、健康診査など、総合的な施策を展開して参りたいと考えております。

具体的には、高齢者の死亡原因の第4位を占める肺炎に対して、高齢期からでも予防効果が期待できることから、都道府県単位の広域連合として、全国で初めて肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業を推進していくこととしており、このことは高齢者が安心して暮らしていただけることに寄与するものと考えております。

このほか、医療費通知を効果的に実施するとともに、必要な方に健康診査を受けていただくなど、改善も図りながら、適正な医療の受診につながるよう取り組んで参りたいと考えております。

こうした一つ一つの取り組みを着実に進めていくことが、増高する医療費の適正化・効率化につながるものと考えております。

これまで、当広域連合としては、被保険者の立場に立ち、きめ細かに対応することをモットーとし、市町との緊密な連携のもと、制度運営を実施して参りました。

こうした取り組みは、高く評価されているものと考えております。

しかしながら、平成23年度においても、医療費の動向を見据えた適正化への取り組み、さらには、第3期保険料の決定などの諸課題を抱えておりますことから、引き続き制度や広域連合の安定運営や信頼確保に向けて重要な一年になると考えております。

議員各位におかれては、引き続き御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今議会に提出いたしております案件の概要につきまして、ご説明いたします。

まず、議案第1号並びに議案第2号は、平成23年度の滋賀県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算並びに特別会計予算でございます。

先ほど申しあげました医療費の高い伸びを踏まえた対応や、それに伴う健康づくりに向

けた取り組みなどの予算編成を行ったところであります。

その結果、平成23年度の予算規模は、一般会計で1億8,707万円余、特別会計では1,228億6,237万円余、両会計を合わせて1,230億4,945万円余、対前年度比6.8%増の伸びとなったところであります。

一般会計では、先ほど申し上げました肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業において、被保険者の約1割の1万4千人を対象に、一人当たり3千円を助成することとしたものであります。

次に特別会計についてであります。保険給付費として、1,217億1,451万円余を計上しており、予算総額の約99%を占めています。

今年度の高い医療費の伸びを踏まえ、前年度に比べ7.6%の増加となっております。

また、審査支払、事務代行業務については、再三にわたる協議の結果、対前年度比で約6,700万円の減額となる4億8,517万円余となったところであります。

さらに、平成21年度と比較しますと、1億800万円余を減額したところであり、厳しい市町の財政状況を踏まえ、今後とも市町と連携を図りながら、引き続きコスト削減に取り組んで参る所存であります。

また、健康診査を引き続き実施するため、2億1,263万円余を計上したところであります。

次に議案第3号並びに議案第4号については、平成22年度の滋賀県後期高齢者医療広域連合の一般会計及び特別会計の補正予算でございます。

今回の補正予算は、一般会計では人件費の会計間の振替などにおける増額を、特別会計では、現在の保険給付費の状況を勘案し、4億9,111万円余の増額をするとともに、平成23年度に実施する保険料軽減措置の経費が国から交付されるため、これを歳入に計上するとともに、基金への積立金として歳出にも計上するものであります。

次に、条例案件でございますが、議案第5号並びに議案第6号は、平成23年度における保険料の減額措置を図るため、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するとともに、その財源として、基金を処分することができることとするため、後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正するものであります。

以上6件の議案につきまして、何とぞご審議いただきますとともに、皆様方のご賛同がいただけますようよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（中嶋武嗣君） 提案理由の説明が終わりました。

まず、議案第1号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑終結といたします。

これより討論に入ります。

議案第1号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第1号「平成23年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中嶋武嗣君） ありがとうございました。ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第2号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第2号「平成23年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中嶋武嗣君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第3号については、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第3号「平成22年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中嶋武嗣君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第4号については、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第4号「平成22年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中嶋武嗣君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第5号につきまして、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第5号「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中嶋武嗣君) ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第6号について、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第6号「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中嶋武嗣君) ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

(日程第6)

○議長(中嶋武嗣君) 日程第6、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されております。

順次質問を許します。

その順位は、一般質問通告一覧のとおりであります。

質問にあたりましては、簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは通告第1号、5番、橋川渉議員。

○5番（橋川渉君） 5番、橋川でございます。

質問に入ります前に、今回の東日本を襲いました大地震と大津波は、東北・関東地方の広範囲に壊滅的な打撃を与えるとともに、数多くの人命を奪っております。

加えて、原子力発電所の事故が発生するなど、日々深刻になっている状況を目のあたりにし、その被害の大きさに愕然としているところでございます。

お亡くなりになられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

現在、県内各市町も力を合わせて、その支援、救援活動を行っておりますが、私たちとしましても、この未曾有の大惨事に対しまして、国を挙げてさらに被災地の救援復興に全力で取り組んでいかなければならないと考えております。

それでは、高齢者医療制度を取り巻く動向等について、2点にわたって広域連合長にご質問いたします。

目・連合長も提案説明で申されましたように、本年は国民皆保険50周年という節目の年であり、わが国は、この50年間で世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を達成して参りました。

しかしながら、一方で急速な少子高齢化の進展や経済の低迷など医療を取り巻く環境は大きく変化をしております。

このような状況の中で、後期高齢者医療制度を廃止し、新たな医療制度を作ろうと一昨年から見直しがなされ、これを受けて、昨年の12月に高齢者医療制度改革会議の最終とりまとめが出されたところでありますが、新聞報道等を見ますと「小手先の改革はやめよ」、「財源論抜きでは改革は進まない」、「強引な見直しは混乱を招く」などの厳しい論評がされております。

私も今回の改革会議の内容につきましては、当広域連合が再三意見として述べておられます「医療・介護・年金を含めた安定した社会保障制度の構築」、「将来的に安定した財源の確保」、「保険者機能が十分発揮できる体制の整備」の3点についての議論が尽くされていないということにまったく同感であり、住民の理解を得るのはなかなか難しいのではないかと考えております。

そこで1点目の質問でございますが、今回の最終とりまとめの主なポイントは、「75

歳以上の高齢者は被用者保険又は国保に加入すること」、「その運営は県か広域連合が担う」という2点であると思いますが、この点についてどのように考えておられるのか、また、これらの動きに対して、今後どのように対応されようとしておられるのか、広域連合長の所見をお伺いいたします。

2点目は、医療費の動向と医療費適正化に向けた取り組みについてお伺いいたします。

昨年8月に、厚生労働省が発表されました平成21年度の医療費の動向によりますと、概算医療費が7年連続で過去最高を更新して35兆3千億円となり、今後は、国民皆保険を堅持していくためにも、増加する医療費をいかに抑えていくかが、保険者の立場として大変重要であると考えております。

そこで、まず現在の増高する医療費の動向について、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

次に、このような医療費の増高が避けられない中で、我々市町の立場としましても、高齢者が地域で安心して過ごしていただくとともに、医療費の適正化に取り組んでいく必要があると考えておρισして、草津市では本年1月に広域連合と共同で、ジェネリック医薬品差額通知のモデル事業を実施したところであります。

当広域連合では、今年度までに他の広域連合に先駆けて、医療費適正化にかかるいくつかのモデル事業を実施してこられました。

本市では、訪問看護の利用促進を通じた医療と介護の連携の強化について検討しておりますが、広域連合として新年度においてはどのような取り組みを実施されるのかお伺いいたします。

今後、国の動向につきましても注視していくことが必要であります。広域連合におかれましては、市町との連携を図りながら高齢者の皆さんが地域で安心して暮らせるように、積極的な事業運営に取り組んでいただくことをご期待申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（中嶋武嗣君） 質問が終わりました。当局の答弁を求めます。目・連合長。

○広域連合長（目・信君） 橋川議員の後期高齢者医療制度を取り巻く動向等についての2点のご質問にお答えいたします。

1点目の高齢者医療制度改革会議の最終とりまとめに対する所見についてであります。

まず、今回の最終とりまとめのポイントについては、第1に75歳という年齢で区分する制度を改め、サラリーマンである高齢者やその被扶養者は被用者保険に、それ以外の方は国民健康保険に加入するという枠組みになっております。

このような被用者保険と国民健康保険との二本立てでは、75歳以上でありながら保険料を負担する方と負担しない方が生じるため、現行制度において確保された公平性が損なわれることとなります。

私としましては、すべての被保険者が公平に負担するという原則を今後も維持されることを強く望むものであります。

第2に、運営主体については、保険者は市町村、財政運営は都道府県が担うという仕組みとなっており、この制度では責任の所在が不明確となり、保険者機能が十分に発揮できないと考えます。

私としては、高齢者に安心して生活していただくため、市町村と県とが一体となって広域連合を組織し、制度を運営していくことが重要であると考えております。

次に、今後の対応についてであります。国においては、社会保障と税の一体改革の議論が進められ、その中で新たな制度についても一定の方向性が示されると聞いておりますことから、その議論の行方を注視するとともに、必要に応じ、国に対して意見を述べて参りたいと考えております。

次に2点目の、医療費の動向と医療費適正化に向けた取り組みについてでございます。

まず、本県の医療費の動向についてでございますが、平成22年度は、昨年度に比べて非常に高い伸びで推移をいたしております。

その主な要因は、まず平成22年度の診療報酬改定が入院医療に対して手厚くなされたことから、入院患者を多く抱える後期高齢者医療では、大きな影響を受けているところがあります。

また、介護型療養病床から医療型療養病床への転換や、昨年と比べ死亡者数が増加したことも医療費を増加させている大きな要因であり、今後とも、医療費の動向には十分に注視し、健全な財政運営に努めて参りたいと考えております。

このような医療費の増高に対応するためにも、医療費適正化に向けた取り組みが重要であると考えており、制度開始当初から健康診査や高齢者の健康づくりへの取り組み、さらには医療費通知などを行ってきたところであります。

まず、ジェネリック医薬品差額通知については、今年度、草津市と共同でモデル事業として実施したところであり、草津市の被保険者の約1割にあたります1千人の方々を抽出して、1月に差額通知を実施いたしました。

まだ1月分の調剤費しかデータが出ていない段階ではありますが、約3分の1の被保険者の方々が、ジェネリック医薬品へ切り替えられたところでもあります。

今後、このモデル事業の検証を十分に行いながら、効果的な差額通知の実施に向け、検討して参りたいと考えております。

また、療養費にかかる医療費通知を2か月に1回とするなど、きめ細かな通知を行うとともに、引き続きお願いカードを活用したジェネリック医薬品の普及促進、適正受診の広報、生活習慣病の早期発見・早期対応をめざした健康診査の実施など、効果的な医療費の適正化に取り組んで参りたいと考えております。

さらに、当広域連合では、高齢者の方々が健康で生き生きと過ごしていただくことで、健康寿命の延伸を図り、医療費の適正化につなげていこうと、高齢者の健康づくり基盤整備モデル推進事業に取り組んで参りました。

とりわけ、肺炎球菌ワクチン予防接種に対する費用助成については、2年間のモデル事業を通して、予防接種を受けられた被保険者からは、「安心感を得た」、「風邪をひいても軽くてすんだ」などの感想をいただき、また、医療機関からも、高齢者は肺炎にかかりやすいことから、このような助成金制度を創ってもらえれば、現場で予防接種を勧めやすいなどのご意見を聞いているところでございます。

このような結果を踏まえ、平成23年度からは、県内すべての被保険者を対象として、おおむね被保険者の1割である1万4千人を目標に、1人当たり3,000円の助成制度を、本年7月から実施して参るよう予算を計上させていただいております。

また、本年度から県医師会や県薬剤師会と共同で実施しておりますお薬手帳を活用した健康づくりにつきましては、成果の検証を行うとともに、引き続きモデル事業に取り組み、一般施策化に向けて検討して参りたいと考えております。

当広域連合といたしましては、高齢者の皆様が地域で元気に生き生きと過ごしていただくことが何よりも重要であると認識し、今後とも、市町と共同で介護保険との連携も視野に入れ、様々な健康づくり施策を展開していくことで医療費の適正化を図っていききたいと考えております。

私としましては、後期高齢者医療制度の開始から3年が経過し、これからが大変重要な時期を迎えると認識しており、これまでの実績をもとに、本県広域連合の真価が試されると思っております。

今後とも諸課題に対しまして、適切かつ積極的に対応をして参る所存でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（中嶋武嗣君） はい、5番、橋川議員。

○5番（橋川 渉君） 答弁ありがとうございました。

現行制度が開始されて早や4年目を迎えようとしておりますが、私としても、今の制度は非常に安定してきていると感じております。

国におきましては、新たな制度の構築を図ろうとされておりますけれども、給付と負担の明確化、被保険者間の負担の公平性など、現行制度の根幹はしっかりと守っていただけるように、機会あるごとに現場の声を届けていただきたいと思います。

また、新年度は、この新たな制度の対応に加え、ご答弁にもありましたように、医療費増大への対応や、肺炎球菌ワクチン予防接種事業など、モデル事業の成果を踏まえての様々な健康づくり施策、さらには第3期の保険料率の設定など、大変大きな課題や事業が控えております。

繰り返しになりますが、市町と連携を図りながら、高齢者の皆さんが地域で安心して暮らしていただけるように、積極的な事業運営に取り組んでいただくことを要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中嶋武嗣君） 以上で、通告による発言は終了いたしました。

従いまして、一般質問を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

議員各位は、そのまま自席でお待ちいただきたいと思います。

（午後3時25分 休憩）

（午後3時26分 再開）

○議長（中嶋武嗣君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま追加議案が提出されました。

お諮りをいたします。

この際、提出されました議案第7号から議案第9号までを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中嶋武嗣君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号から議案第9号までを日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

(追加日程第1)

○議長(中嶋武嗣君) 追加日程第1、議案第7号から議案第9号までを一括議題といたします。

書記より議件を朗読させます。

○書記(前田温夫君) 議件を朗読いたします。

議案第7号滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて、議案第8号滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて、議案第9号滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて。

以上です。

○議長(中嶋武嗣君) 議件の朗読が終わりましたので、広域連合長から提案理由の説明を求めます。目・広域連合長。

○広域連合長(目・信君) ただいま、追加提案いたしました案件3件について、ご説明を申し上げます。

議案第7号は、広域連合の副広域連合長井上正君が3月31日をもって退任されますので、その後任として、古川源二郎氏を選任することについて、議会の同意を求めるものがあります。

議案第8号は、識見を有する者から選任されている内堀喜代治監査委員が3月28日をもって任期満了となられることから、引き続き監査委員として選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第9号は、大堀昌子公平委員会委員が3月31日をもって退任されますので、その後任として、武村・文氏を公平委員会委員に選任することについて、議会の同意を求める

ものであります。

何とぞよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。

○議長（中嶋武嗣君） 提案理由の説明が終わりました。

まず、議案第7号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中嶋武嗣君） 質疑はないようでございますので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中嶋武嗣君） 討論はないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第7号「滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中嶋武嗣君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第8号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中嶋武嗣君） 質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中嶋武嗣君） 討論はないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決に入ります。

お諮りをいたします。

議案第8号「滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中嶋武嗣君） ありがとうございます。ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第9号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中嶋武嗣君） 質疑はないようでございますので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中嶋武嗣君） 討論はないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第9号「滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中嶋武嗣君） ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり同意することに決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これもちまして、平成23年3月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後3時32分

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第97条の規定により下記に署名する。

平成23年3月25日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長

中 嶋 武 嗣

署 名 議 員

藤 井 勇 治

署 名 議 員

富士谷 英 正